

事務連絡
令和4年6月1日

各都道府県
教育支援体制整備事業費交付金担当課 御中

初等中等教育局幼児教育課振興係

令和4年度教育支援体制整備事業費交付金（認定こども園設置促進事業）（令和4年度当初予算分）に係る事業募集について（依頼）

幼児教育の振興につきまして、日頃より御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。
標記交付金について、別紙のとおり令和4年度に実施する事業（令和4年度当初予算分）
の募集を行いますので、各都道府県におかれましては期日までに事業計画書を作成の上、御
提出いただきますようお願いします。自治体内で複数の部局にまたがる場合は、教育支援体
制整備事業費交付金御担当課において取りまとめの上、提出先まで御提出ください。

【本件お問合せ先】

文部科学省初等中等教育局

幼児教育課振興係

電話：03-5253-4111（内 2375）

03-6734-2714（直通）

メール：youji-shinkou@mext.go.jp

別紙

令和4年度教育支援体制整備事業費交付金（令和4年度当初予算分）の事業募集について

今回の募集に際しては、①「幼児教育の質の向上のための緊急環境整備」のうち遊具・運動用具・教具・保健衛生用品等の設備整備、②「認定こども園等における教育の質の向上のための研修支援」、③「保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援」、④「認定こども園等への円滑な移行のための準備支援」について、交付要綱、実施要領を踏まえ、別添1「令和4年度教育支援体制整備事業費交付金（令和4年度当初予算分）事業計画書（募集）」を作成し、御提出願います。

「幼児教育の質の向上のための緊急環境整備」のうち新型コロナウイルス感染症対策にかかる対応については今回の募集の対象ではありませんので、今回の事業計画書には含めないでください。

また、「園務改善のためのICT化支援」については、現在想定を超える募集があることから、別途連絡を行うこととしますので、今回の事業計画書には含めないでください。

- ※ 案件のない都道府県においては、事業計画提出の必要はありません。提出期限までに該当ない旨をメールにてお知らせ下さい。
- ※ 事業計画書の作成にあたっては、実際の需要額を把握した上で計上をお願いいたします。

（1）補助対象、補助対象経費

交付要綱、実施要領に定めるとおり。

（2）提出期限

令和4年6月24日（金） ※厳守

（3）提出方法

電子媒体によること。

（4）提出先

アドレス：youji-shinkou@mext.go.jp

※件名を「【都道府県番号・都道府県名】令和4年度教育支援体制整備事業費交付金（令和4年度当初予算分）事業計画書（提出）」として下さい。

（5）今後のスケジュール

事業計画書の提出後、当課で交付金内定額を提示いたします。その内定額の範囲内で交付申請書の作成を別途依頼いたします。

- ・事業計画書の提出期限 ・・・令和4年6月24日（金）
- ・内定（交付金内定額の提示）
 - 「緊急環境整備以外」 ・・・令和4年7月（予定）
 - 「緊急環境整備」 ・・・令和4年9月（予定）
- ・交付申請書の提出期限
 - 「緊急環境整備以外」 ・・・令和4年8月（予定）
 - 「緊急環境整備」 ・・・令和4年10月（予定）
- ・交付決定
 - 「緊急環境整備以外」 ・・・令和4年9月（予定）
 - 「緊急環境整備」 ・・・令和4年11月（予定）

例年の事情で恐れ入りますが、事業全体の執行額を見たうえで「緊急環境整備（遊具等）」の内定額を検討しますので、まずは「緊急環境整備（遊具等）」以外について、内定及び交付を行います。

（6）留意事項

- ・本年度予算の範囲内での内定となりますので、申請の状況によっては、交付希望額どおりの採択とならない可能性があります。

○幼児教育の質の向上のための緊急環境整備について

- ・新型コロナウイルス感染症対策（施設規模に応じて30万円～50万円を交付基準額とする事業）は今回の事業募集の対象ではありません。
- ・以下のものに限り対象とします。

《対象経費・下限額》

- ・1台につき50万円以上の遊具
- ・1式の購入につき10万円以上の運動用具・教具・保健衛生用品
- ・本年度、真に必要なものを精査したうえで、事業計画を提出してください。
- ・施設における遊具・運動用具・教具・保健衛生用品等の設備の整備を対象としていますので、これらの購入費用や設置、備え付けに必要な経費は対象となります。屋外教育環境整備で対象としているアスレチック遊具、野外ステージ等の整備は対象となりません。ま

た、設備の整備に当たり要する地ならし等の工事経費、既存設備の撤去費用等も対象となりません。

- ・マスクや消毒液等、継続的に必要となる物品は、実施要領で定める「短期間のうちに消耗する物品」に該当しませんので、補助対象に含めることが可能です。
- ・上記の対象経費・下限額の範囲内で、新型コロナウイルス感染症対策に資する物品等を購入することは可能です。ただし、特に保健衛生用品の購入に要する経費については、別途募集を行った令和3年度補正予算繰越分との間で二重計上（同一の経費をどちらの募集にも申請）はできませんので、注意したうえで事業計画書を作成してください。

たとえば、1式20万円で保健衛生用品を購入し、10万円を令和3年度補正予算繰越分で申請し、残りの10万円を今回の当初予算分で申請することはできません。

○認定こども園等における教育の質の向上のための研修支援について

同一の教職員が複数回受講した場合でも、実際に受講する人数（重複は含めない）を記載してください。

○保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援について

- ・事業計画書には、受講料補助（取得・更新）と雇用補助の合算額を記載してください。
- ・事業内容欄には、受講料補助（取得・更新）の対象者の人数を記載してください（代替幼稚園教諭の人数は含みません）。
- ・詳細に関しては別添2・別添3を参照して下さい。
- ・「教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律」が成立し、令和4年7月1日以降に期限を迎える免許状には、有効期間の定めがないものとされることに伴い、受講料補助（更新）については、令和4年6月30日までに期限を迎える免許状を所持する者のみ対象とします。なお、上記法律の成立日（令和4年5月11日）までに受講を開始した者についてはその限りではありません。

○認定こども園等への円滑な移行のための準備支援について

標記事業については、移行のための申請作業等における非常勤職員等の人件費を対象としています。雇用に当たっては、業務内容等を明確にするなど、当該事業が目的としている業務に従事していることがわかるようにして下さい。

（7）補助対象期間について

都道府県において要綱等による定めがある場合を除き、文部科学省からの内定前に購入や契約等を行った費用については補助対象外となります。